

厚生労働省
東京労働局発表
令和8年4月28日

担 当	東京労働局 労働基準部 健康課
	課 長 成田 光志
	主任労働衛生専門官 上村 和也
	電 話 03(3512)1616

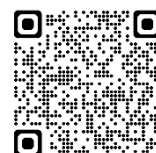
STOP！熱中症 クールワークキャンペーンを実施します ～職場における熱中症防止のためのガイドラインが作成されました～

東京労働局（局長 増田 嗣郎）は、5月から9月までの間、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、職場における熱中症予防対策の取組を行います。

また、令和8年3月に、熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示した「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が作成されたため、同ガイドラインの周知に取り組んでまいります。

【東京労働局における熱中症予防対策の主な取組事項】

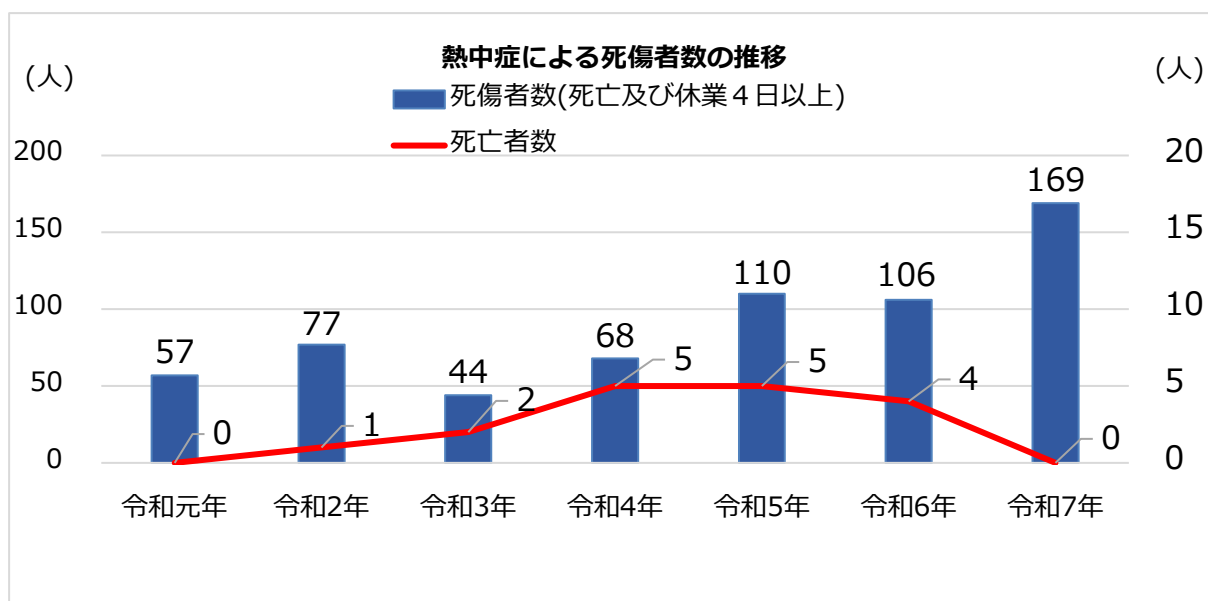
- 1 東京労働局による熱中症予防対策パトロールの実施
令和8年5月に熱中症予防の重点対象である建設現場に対し、熱中症予防対策パトロールの実施を予定しています（取材対応が可能です。）。
- 2 熱中症予防対策の徹底についての要請文書の手交
令和8年5月13日（水）に開催する「大手建設事業者連絡会議」の際に、大手建設事業者に対して要請文書を手交します。また、令和8年6月4日（木）に「職場における熱中症予防対策会議」を開催し、関係団体に対して要請文書を手交します（一部取材対応が可能です。）。
- 3 職場における熱中症防止のためのガイドラインの周知・指導
令和8年3月に作成された職場における熱中症防止のためのガイドラインについて、あらゆる機会を捉えて、[ガイドライン→](#)
周知・指導を実施します。
- 4 各労働基準監督署の取組
都内の各労働基準監督署では、熱中症予防対策の徹底についての周知・指導や広報活動を集中的に実施します。
- 5 「Cool work TOKYO」ロゴマークの周知
1から4の取組の際に、ロゴマークを周知し、当キャンペーンの周知及び取組機運の醸成を図ります。



【熱中症による労働災害発生状況】

令和7年、東京都内の職場における熱中症による休業4日以上死傷者数は169人（速報値：令和8年3月末日現在）と、令和6年より63人増加しました。このうち死亡者数は0人（令和6年4人）でした。

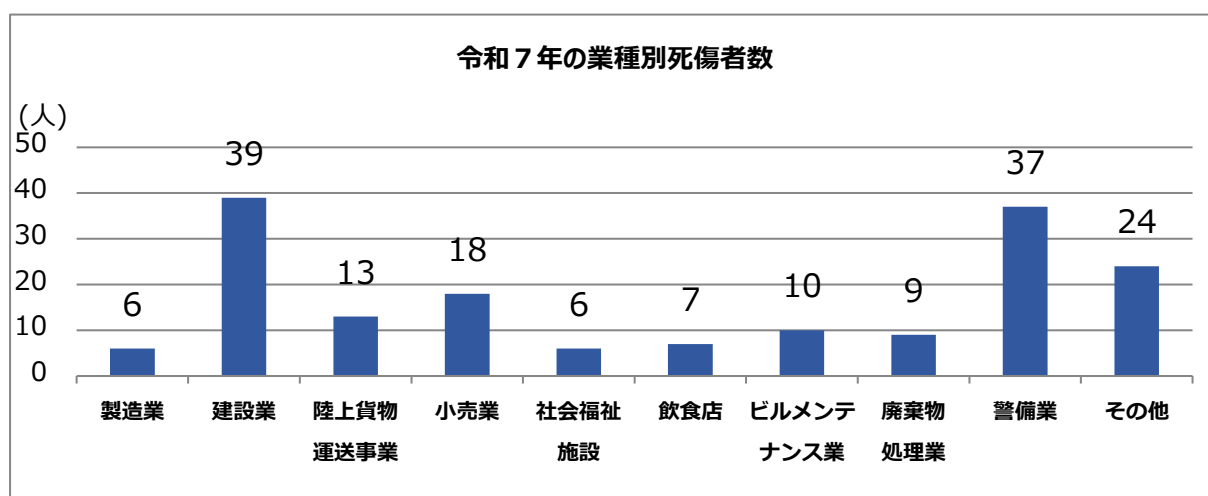
1 東京労働局管内の職場における熱中症による死傷者数の推移（単位：人）



2 令和7年の熱中症による死傷者数（単位：人）

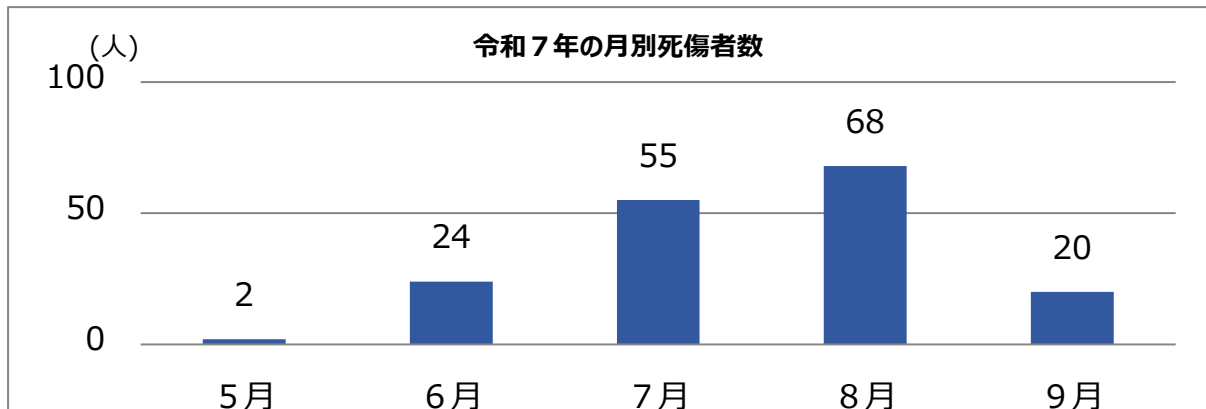
(1) 業種別発生状況

令和7年の業種別の死傷者数をみると、建設業、次いで警備業で多く発生しました。



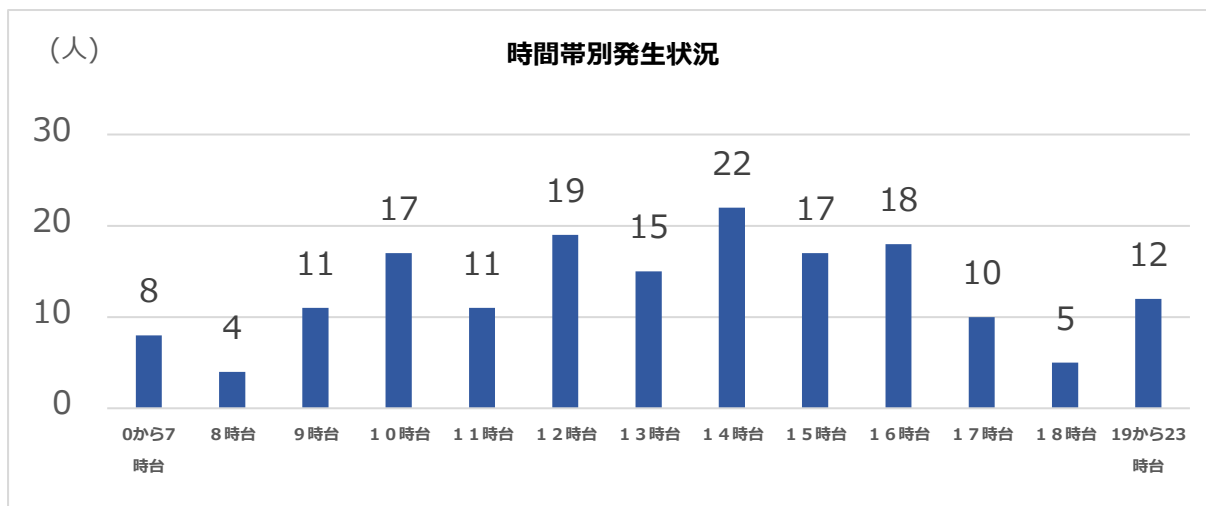
(2) 月別発生状況

令和7年の月別の死傷者数をみると、全体の7割以上が7月及び8月に発生していました。



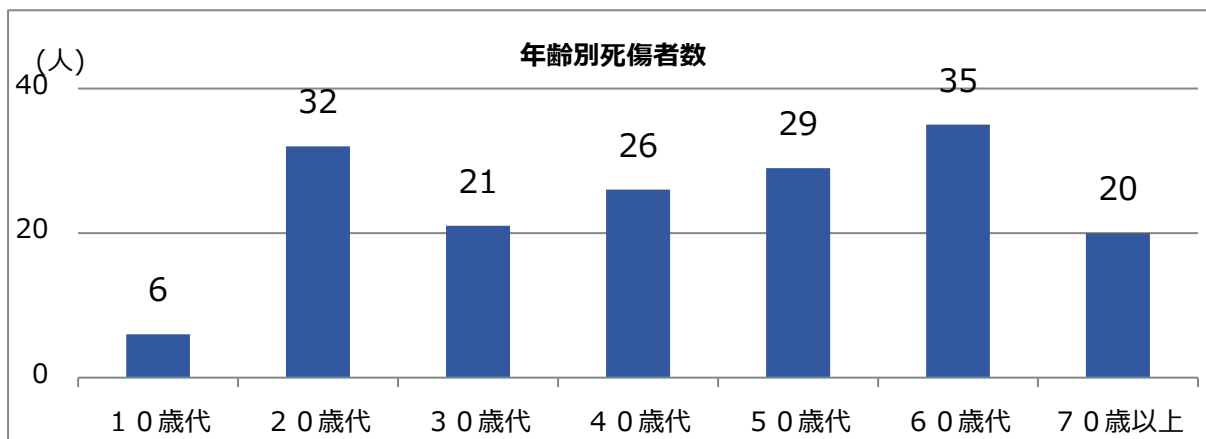
(3) 時間帯別発生状況

令和7年の日中の時間帯別の死傷者数をみると、14時台が最も多く、次いで12時台が多くなっていた。



(4) 年齢別発生状況

令和7年の年齢別の死傷者数をみると、60歳代が最も多く、次いで20歳代が多くなっていた。



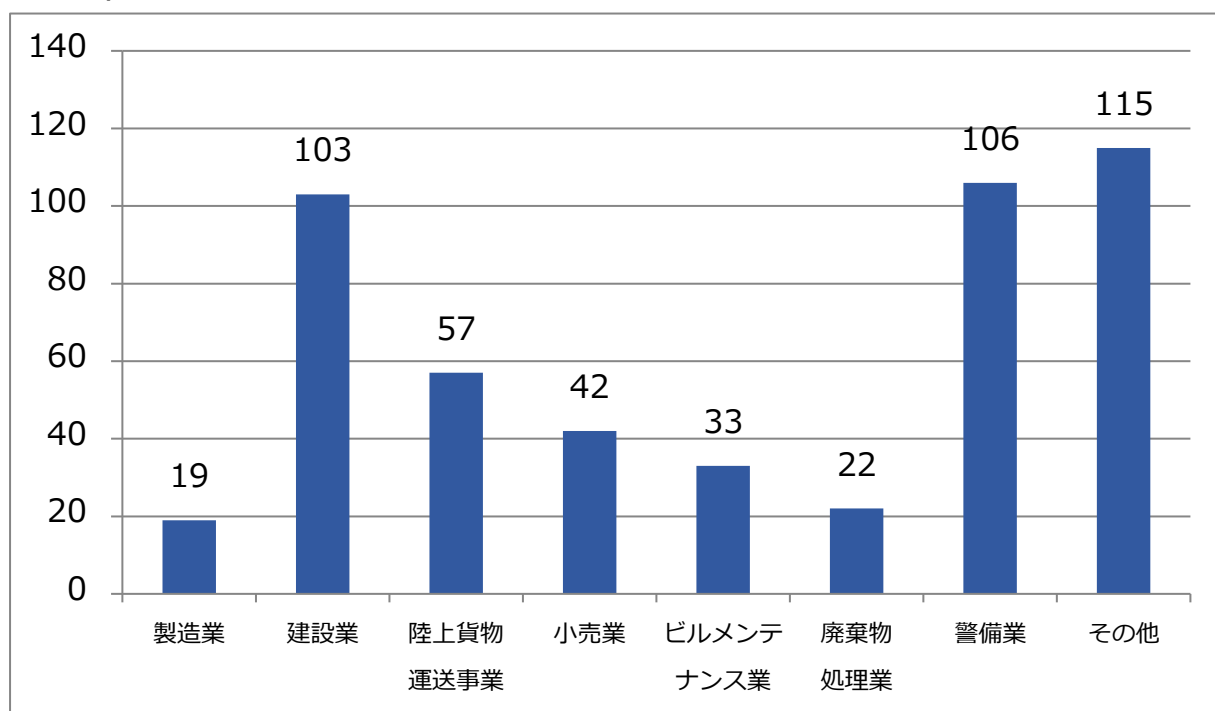
3 令和3年以降の熱中症による死傷者数（単位：人）

（1）業種別発生状況

令和3年以降の業種別の死傷者数をみると、警備業、次いで建設業で多く発生していた。また、死亡者数については、建設業、次いで警備業で多く発生していた。

	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	小売業	ビルメン テナ ランス業	廃棄物 処理業	警備業	その他	計
令和3年	2	6 (1)	5	5 (1)	4	2	10	10	44 (2)
令和4年	1	12 (1)	11	5	8 (2)	4	16 (2)	11	68 (5)
令和5年	6	24 (3)	12	8 (1)	5	4	23 (1)	28	110 (5)
令和6年	4	22 (3)	16	6	6	3 (1)	20	29	106 (4)
令和7年	6	39	13	18	10	9	37	37	169
計	19	103 (8)	57	42 (2)	33 (2)	22 (1)	106 (3)	115	497 (16)

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である

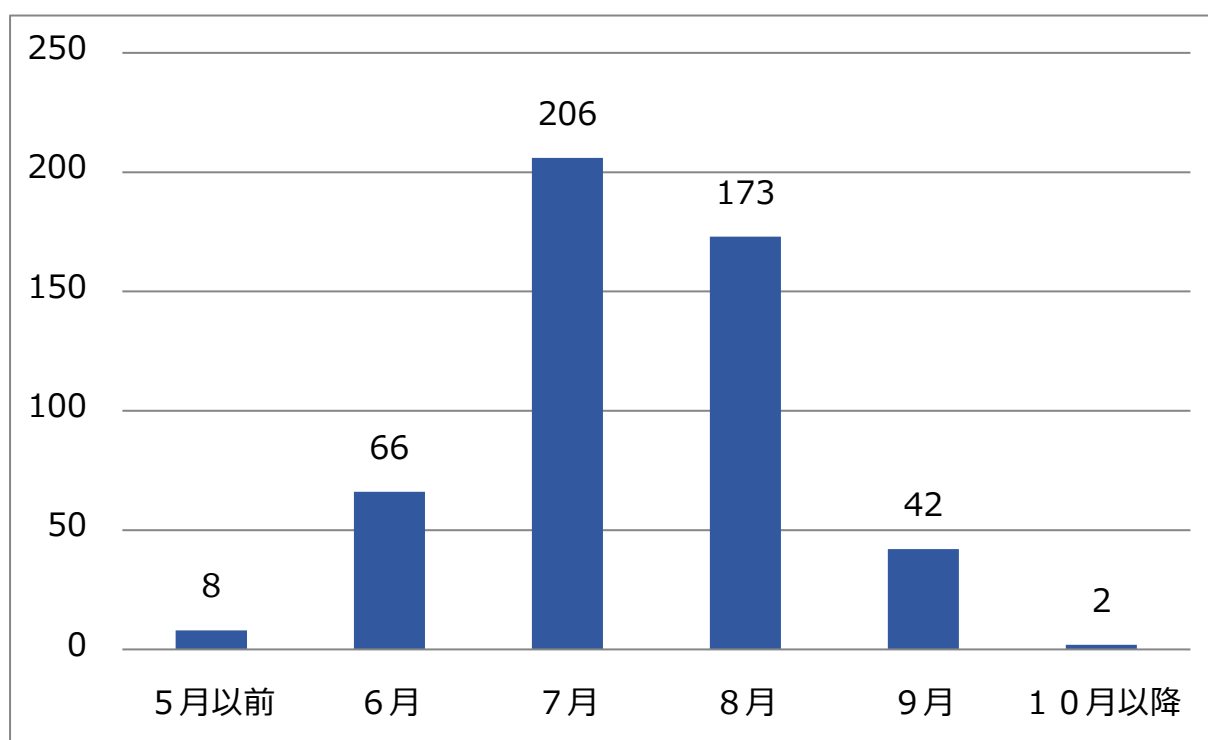


(2) 月別発生状況

令和3年以降の月別の死傷者数をみると、全体の7割以上が7月及び8月に発生していた。

	5月以前	6月	7月	8月	9月	10月以降	計
令和3年	1	5	24	14 (2)	0	0	44 (2)
令和4年	1	23 (2)	21 (1)	21 (2)	1	1	68 (5)
令和5年	3	6 (1)	50 (2)	40 (2)	10	1	110 (5)
令和6年	1	8	56 (3)	30 (1)	11	0	106 (4)
令和7年	2	24	55	68	20	0	169
計	8	66 (3)	206 (6)	173 (7)	42	2	497 (16)

※ () 内の数値は死亡者数で内数である

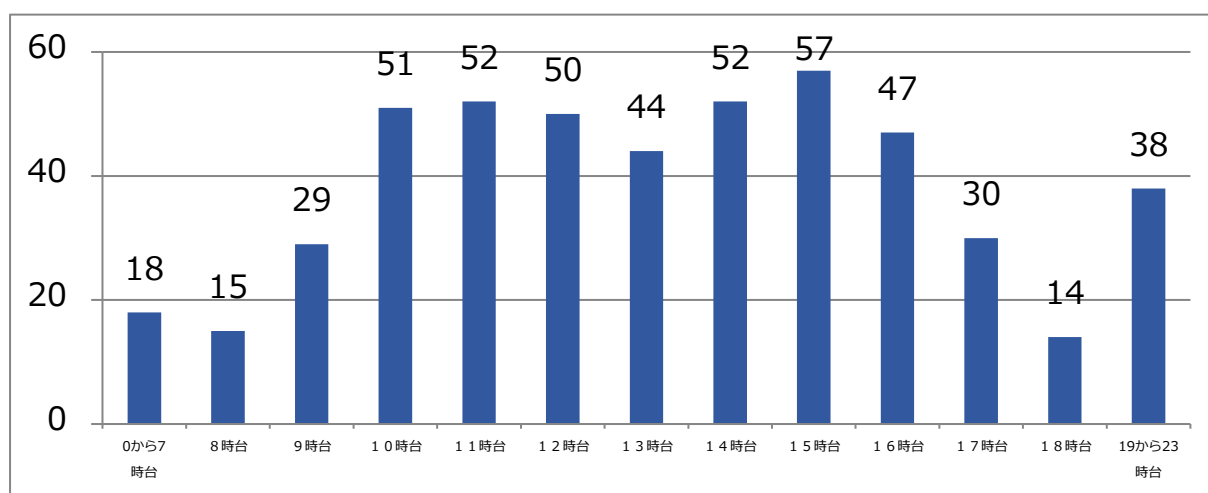


(3) 時間帯別発生状況

令和3年以降の時間帯別の死傷者数をみると、15時台が最も多く、次いで11時台及び14時台が多くなっていた。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計
0から7時台	1	2 (1)	4	3	8	18 (1)
8時台	2	2	3	4	4	15
9時台	3	2	11	2	11	29
10時台	6	6	15 (1)	7	17	51 (1)
11時台	4 (1)	8	16	13	11	52 (1)
12時台	7	4	12	8 (1)	19	50 (1)
13時台	3	5	7	14	15	44
14時台	5 (1)	6	9 (2)	10 (1)	22	52 (4)
15時台	6	14 (3)	8	12 (2)	17	57 (5)
16時台	4	9 (1)	7	9	18	47 (1)
17時台	0	5	9 (2)	6	10	30 (2)
18時台	0	0	4	5	5	14
19から23時台	3	5	5	13	12	38
計	44 (2)	68 (5)	110 (5)	106 (4)	169	497 (16)

※ () 内の数値は死亡者数で内数である

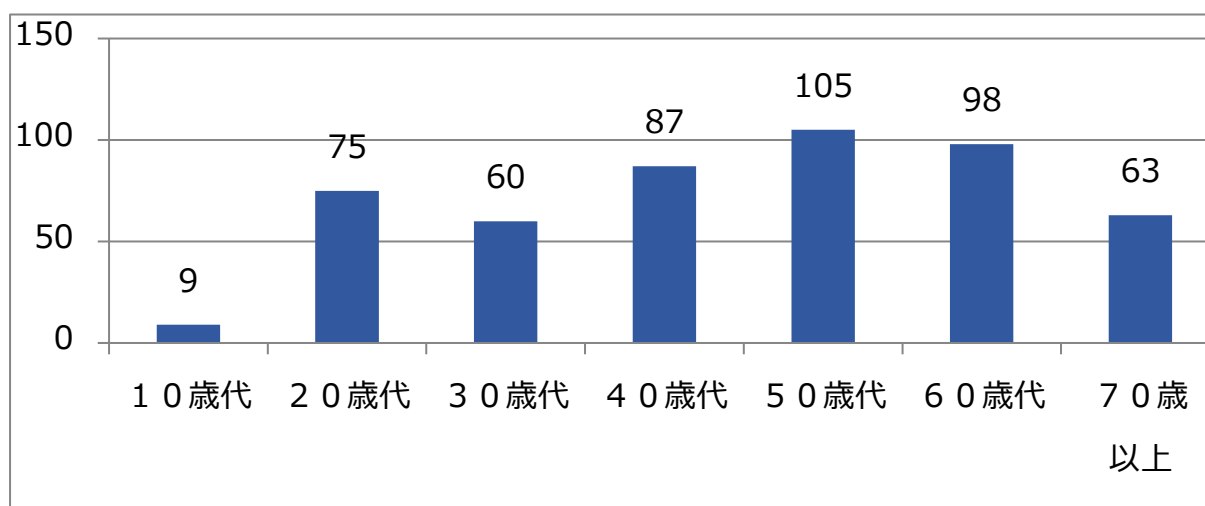


(4) 年齢別発生状況

令和3年以降の年齢別の死傷者数をみると、50歳代以上で全体の54%を占めるが、20歳代の若年層でも発症が見られる。

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
令和3年	1	6	3	8 (1)	10 (1)	10	6	44 (2)
令和4年	0	11	11	13 (2)	11 (1)	12 (1)	10 (1)	68 (5)
令和5年	2	14	13	21 (1)	28 (2)	16 (1)	16 (1)	110 (5)
令和6年	0	12	12	19 (2)	27 (2)	25	11	106 (4)
令和7年	6	32	21	26	29	35	20	169
計	9	75	60	87 (6)	105 (6)	98 (2)	63 (2)	497 (16)

※ () 内の数値は死亡者数で内数である



STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間 **4月** にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

ガイド・教育動画

e-learning



管理者、作業者に
対する教育を実施



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組み合わせる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

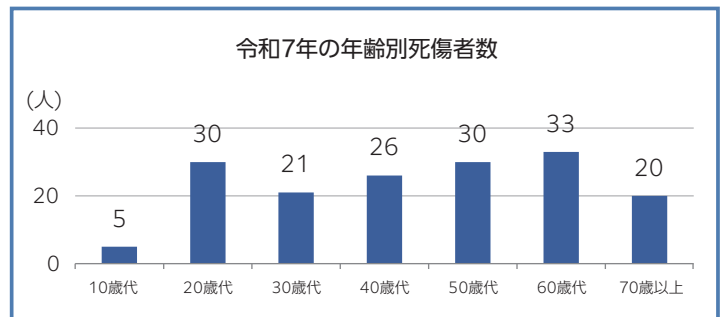
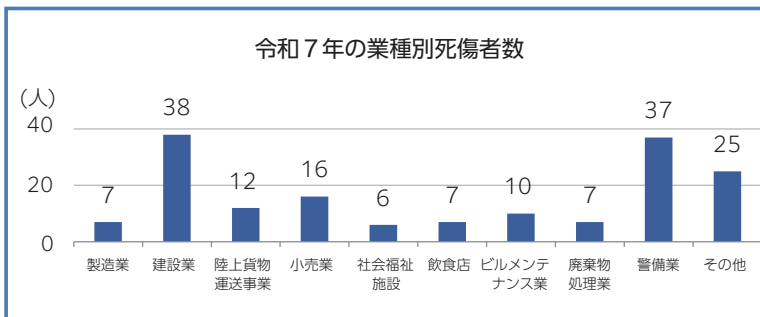
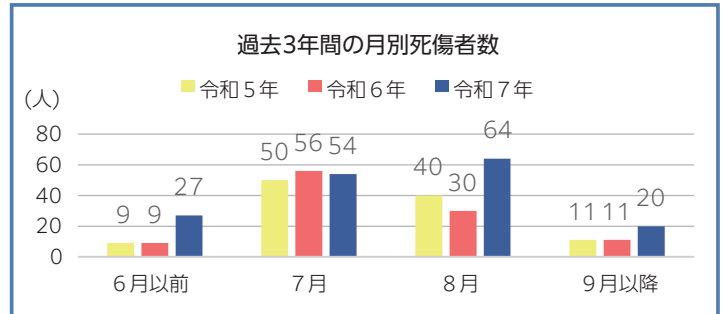
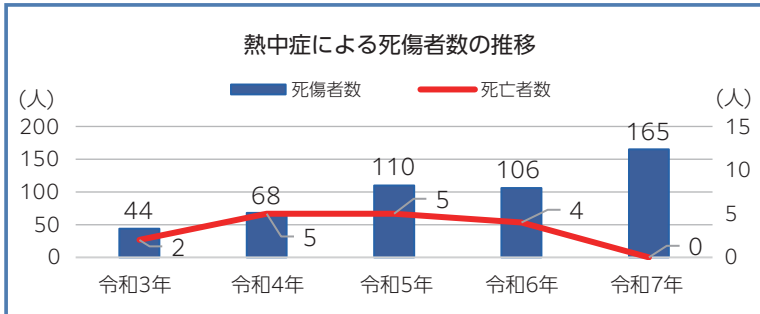
職場の「熱中症」を防ごう！

～引き続き熱中症対策に心がけてください～



東京労働局管内の熱中症による労働災害の発生状況

令和7年の死傷者数は、統計開始以降最多となっています。



熱中症対策にご活用ください

厚生労働省では、毎年5月から9月までの間「stop! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施しています。



職場における熱中症予防情報 (ポータルサイト)



暑さ指数の実況と予測



暑さ指数の計算方法



働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



教育・研修用動画



動画で学ぶ熱中症予防対策



自分のできる熱中症予防

エイジフレンドリー補助金

高年齢労働者を雇用し、対象の労働者が補助対象の業務に就いている場合は、労働災害防止に要する経費の一部を補助する制度となります。



専門講師が解説する講習動画



スポーツ活動中熱中症予防

ロゴマークシール



応急手当カード



令和7年の東京労働局管内の熱中症災害事例

業種	年齢	休業日数	労働災害の概要	熱中症予防対策（例） 下の表もご確認ください。
建設業	60歳代	14日	前日から外構工事作業に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師等の意見を踏まえた就業上の配慮（11） ・ 健康状態の確認（13）など
			朝から体調が優れず、午前9時頃に早退したところ、帰宅途中で体調が悪化し、救急搬送され、熱中症と診断されたもの。熱中症の発症に影響を及ぼす疾病を有していた。	
警備業	20歳代	7日	朝から建設現場での交通誘導警備業務に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑熱順化への対応（7） ・ 健康状態の確認（13）など
			作業中に体調不良となり、病院で受診したところ、熱中症と診断されたもの。フルタイム勤務でないことなど暑熱順化ができていなかった。	
飲食店	20歳代	27日	厨房内での揚げ物の調理に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑さ指数の把握と評価（1） ・ 暑さ指数の低減（スポットクーラーの設置等）（4）など
			作業中に体調不良となり、病院で受診したところ、熱中症と診断されたもの。エアコンが設置されていたが、フライヤー付近は高温であった。	
廃棄物処理業	30歳代	7日	工場内で廃棄物の選別作業に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送風機の増設（4） ・ ファン付き作業服の稼働状況等の確認（13）など
			ファン付き作業服のバッテリーが切れた状態で作業に従事したところ、工場内で倒れたため、救急搬送され、熱中症と診断されたもの。送風機の設置台数が作業空間に対して不足していた。	

職場における熱中症対策及び重篤化の防止

(1) 暑さ指数の把握と評価	JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を把握し、WBGT基準値に照らし評価すること。
(2) リスクアセスメント	リスクアセスメントを実施し、その結果に基づく措置を検討すること。
(3) 労働衛生管理体制の確立	事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、熱中症予防対策を検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。
(4) 暑さ指数の低減	設備的対策等により暑さ指数の低減に努めること。
(5) 休憩場所の整備	作業場所の近くに冷房等を備えた休憩場所や日陰等の涼しい休憩場所を設けること。
(6) 作業時間の短縮等	作業の休止時間及び休憩時間を確保すること。また、必要に応じて作業場所を変更する等の対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。
(7) 暑熱順化	計画的に暑熱順化期間を設けること。また、作業開始前に暑熱順化の状況を確認し、必要に応じて配慮を行うこと。
(8) 水分と塩分の摂取	自覚症状の有無にかかわらず、水分と塩分を定期的に摂取させること。また、管理者は、作業中の巡視等により、定期的な水分と塩分の摂取の徹底を図ること。
(9) 服装等の見直し	透湿性及び通気性の良い服装等を着用させること。
(10) プレクーリング	深部体温を下げるため、冷水やアイススラリー（流動性の氷状飲料）等を摂取させること。
(11) 健康診断結果に基づく対応	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等の熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者には医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと。
(12) 日常の健康管理	睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を及ぼすおそれがあることについて指導を行うこと。
(13) 健康状態の確認	作業開始前や作業中に健康状態の確認を行うこと。また、単独作業の場合はウェアラブルデバイスを導入する等の常に状況を確認する態勢を確保すること。
(14) 労働衛生教育	①熱中症の症状、②熱中症の予防方法、③緊急時の救急処置、④熱中症の事例について、教育を行うこと。
(15) 異常時の対応（重篤化の防止）	連絡体制や対応手順等を作成し、関係作業者に周知すること。また、本人や周りが異変を感じたら、対応手順等に基づき対応すること。

東京労働局ホームページ内の熱中症予防対策のページに管内事業場の取組事例などを掲載しております。また、東京労働局公式X及び「公式YouTubeチャンネル」でも各種情報を発信しています。



東京労働局 HP



公式 X



公式 YouTube

不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。

第1 目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。
事業者は、第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施。

第2 熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

- **職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定**
 - ・有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業 が挙げられる。

2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握

- JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測

第3 熱中症リスクに応じた措置

1 労働衛生管理体制の確立等

- ・衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。
- **各種管理者等の選任と役割**
 - ・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
- **作業手順・作業計画の策定**
- **報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知**

2 作業環境管理

- **WBGT値の低減**
 - ・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- **休憩場所の整備等**
 - ・休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。

3 作業管理

- **作業時間の短縮等** 作業の休止時間や休憩時間の確保。
- **暑熱順化** 計画的に暑熱順化期間を設ける。
- **プレクーリング** 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- **水分及び塩分の摂取** 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- **服装による身体冷却** 透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- **作業中の巡視** 高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- **業種・作業別の対応例**

3 熱中症リスクの評価・検討

- **熱中症リスクの評価**
 - ・WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。
- **熱中症リスクの低減のための措置の検討**
 - ・作業場所のWBGT値の低減を検討（作業環境管理）。
 - ・事業場の実情を踏まえて作業管理。
 - ・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

4 健康管理

- **健康診断結果に基づく対応**
- **日常の健康管理等**
- **作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認**
 - ・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。

5 労働衛生教育

簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。

- **熱中症予防管理者労働衛生教育** ● **職長等向け教育**
- **作業従事者向け教育**

6 異常時の措置

・熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

7 その他

- **実施時期**
- **いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について**
- **注文者や作業場所管理事業者による配慮**
- **労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について**

図表等

- 身体作業強度等に応じたWBGT基準値
- 衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值（℃－WBGT）
- 熱中症の症状と分類
- 熱中症による健康障害発生時の対応計画
- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等

令和7年6月1日から
改正労働安全衛生規則が
施行されています。

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル（令和5年、6年）。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

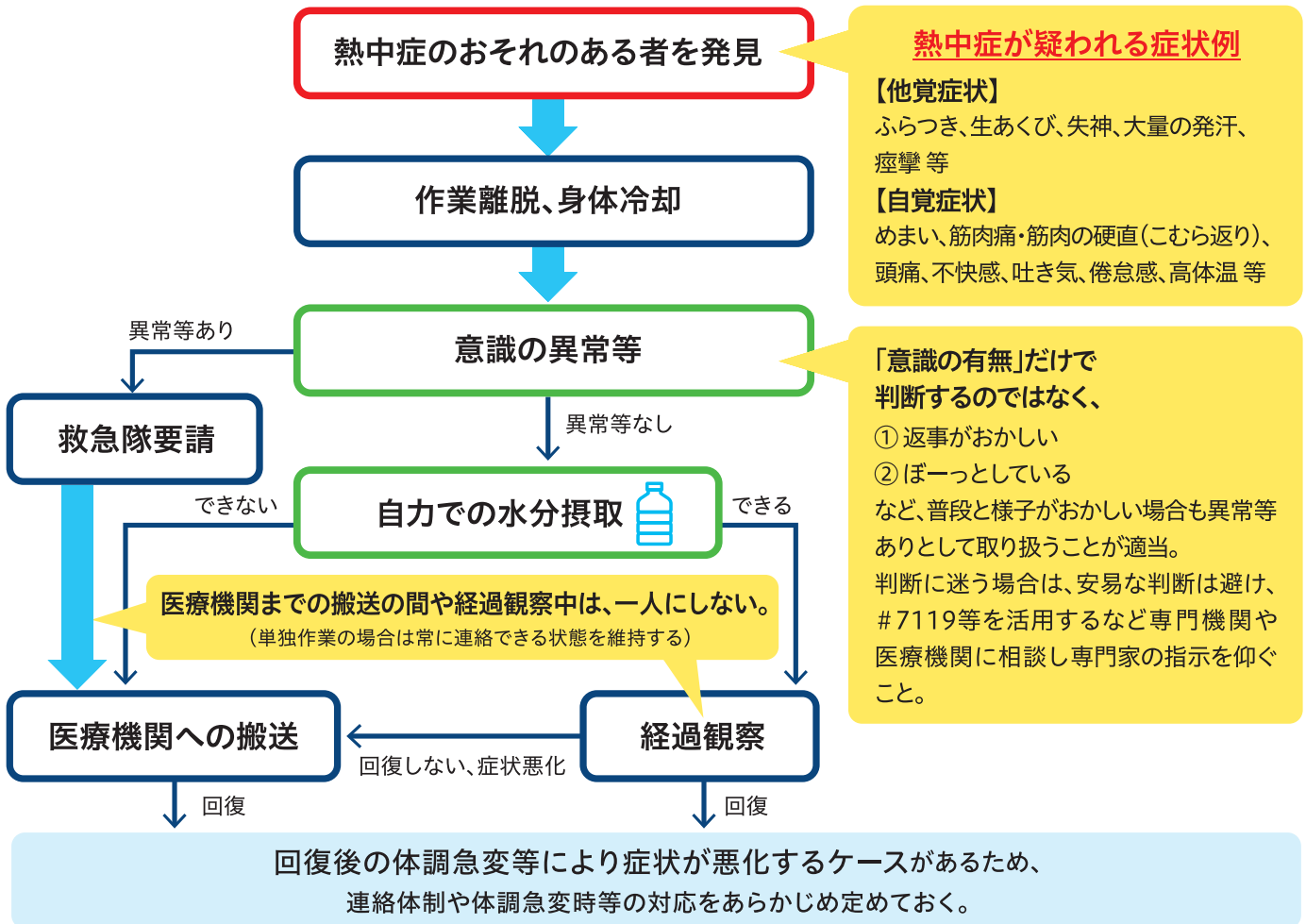
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

